

別記「事前協議が必要な許可申請等」

次の許可または指定の申請や届出を行おうとする方は、事前協議が必要となります。
 なお、処理施設等(注1)の設置または変更を行おうとする方は、生活環境影響調査の実施と地元説明会の開催が必要となります。

許可申請等区分	許可等種別	適用条項	生活環境影響調査の実施および地元説明会の開催(注2)
産業廃棄物収集運搬業 (積替保管を含まない場合)	新規許可	法第14条第1項	×
	変更許可	法第14条の2第1項	×
	更新許可	法第14条第2項	×
産業廃棄物収集運搬業 (積替保管を含む場合)	新規許可	法第14条第1項	
	変更許可	法第14条の2第1項	
	更新許可	法第14条第2項	×
特別管理産業廃棄物収集運搬業 (積替保管を含まない場合)	新規許可	法第14条の4第1項	×
	変更許可	法第14条の5第1項	×
	更新許可	法第14条の4第2項	×
特別管理産業廃棄物収集運搬業 (積替保管を含む場合)	新規許可	法第14条の4第1項	
	変更許可	法第14条の5第1項	
	更新許可	法第14条の4第2項	×
産業廃棄物処分業 (中間処理業・最終処分業)	新規許可	法第14条第6項	
	変更許可	法第14条の2第1項	
	更新許可	法第14条第7項	×
特別管理産業廃棄物処分業 (中間処理業・最終処分業)	新規許可	法第14条の4第6項	
	変更許可	法第14条の5第1項	
	更新許可	法第14条の4第7項	×
産業廃棄物処理業 (収集運搬業・処分業)	変更届 (注3)	法第14条の2第3項で 準用する法第7条の2 第3項	
特別管理産業廃棄物処理業 (収集運搬業・処分業)	変更届 (注4)	法第14条の5第3項で 準用する法第7条の2 第3項	
産業廃棄物処理施設 (法第15条に規定する施設)	設置許可	法第15条第1項	
	変更許可	法第15条の2の5第1項	
再生利用業	新規指定	省令第9条第2号	(注5)
		省令第10条の3第2号	
	変更指定	細則第17条1項	(注5)

法：廃棄物の処理及び清掃に関する法律
 省令：廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則
 細則：滋賀県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則

(注1) 法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設その他産業廃棄物を処分するための施設および産業廃棄物の積替えまたは保管の場所

(注2) ×印は不要。 印は必要(周辺地域の生活環境に影響を及ぼすおそれがない場合を除く。)

(注3) 省令第10条の10第1項第4号から第6号までに係る変更届出に限ります。
 (事業の用に供する施設(車両等を除く)の設置場所、構造、規模の変更および産業廃棄物収集運搬業者にとっては積替えまたは保管の場所ならびに産業廃棄物処分業者にとっては保管の場所に係る変更届出。なお、事前協議は、当該処理施設等の変更を行う前に行ってください。)

(注4) 省令第10条の23第1項第4号から第6号までに係る変更届出に限ります。
 (事業の用に供する施設(車両等を除く)の設置場所、構造、規模の変更および特別管理産業廃棄物収集運搬業者にとっては積替えまたは保管の場所ならびに特別管理産業廃棄物処分業者にとっては保管の場所に係る変更届出。なお、事前協議は、当該処理施設等の変更を行う前に行ってください。)

(注5) 処理施設等の設置変更を伴わない場合は不要